

妨害禁止仮処分決定に対する声明

平成29年10月3日

石木ダム建設絶対反対同盟	連絡人	岩下 和雄
石木ダム対策弁護士	代表弁護士	馬奈木 昭雄
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会	代表	森田 正昭
石木川まもり隊	代表	松本 美智恵
水問題を考える市民の会	代表代行	篠崎 義彦
石木川の清流とホテルを守る市民の会	事務局長	田代 圭介
石木ダム建設に反対する川棚町民の会	代表代行	炭谷 猛

平成29年9月29日、長崎地方裁判所佐世保支部は、長崎県が石木ダム建設予定地に居住する者を含む19名に対して申し立てた通行妨害禁止仮処分につき、10名の通行妨害禁止を命ずる仮処分決定をし、残る9名について仮処分申立を却下した。

同支部が、9名について長崎県の仮処分を却下したのは、長崎県が、「債務者らをどのようにして妨害行為者として特定したのか、その経緯は明らかとはされておらず、また、その同一性を認めるに足りる的確な疎明もない」ためである。

この点、私たちは、上記仮処分の審理の中で、長崎県に対して、19名全員について、誰が、いつ、どこで、いかなる行為をしたのか、そして、その行為が妨害と評価すべき理由について具体的に主張するよう求めるとともに、その主張事実と提出した証拠との関連性(同一性)についても明確にするよう求め続けた。

しかるに、県は、19名全員の同一性に関する具体的主張はせず、且つ、全員が妨害行為をしたと判断するに足りる証拠を提出せず、審理を早く終わることを求め続けた。

県の仮処分の審理における上記態度は、仮処分の申立時点において、全ての当事者の特定まではできておらず、且つ、19名全員については妨害行為と評価するだけの事実が存しないことを十分に承知しながら、敢えて、19名全員を対象として仮処分申立をしたことを端的に示すものである。

長期間にわたって、多くの県民が説明要求行動を起こしたのは、県が石木ダム建設工事を強行したためである。よって、県は、本来、その意見や行動を真摯に受け止め、工事を中断した上、事業及び工事の必要性について合理的・客観的に示すことによって、地権者を含む石木ダムに反対する者の理解を得る行動をとるべきであった。

そうであるにもかかわらず、県は、工事を強行し続け、あまつさえ、特定すらできていない人をも含めて「妨害している」と非難し、説明要求行動を委縮させる目的をもって本仮処分申立をした。

今回、同支部は、県の仮処分申立につき、少なくとも半数近くのものについて当事者を特定した経緯すら不明であると判断して却下したのであり、その限度で県の石木ダムを推し進める強引な手法や萎縮目的をもって本申立をしたことを批判したと評価すべきである。

県は、今回、約半数の当事者について却下されたことを真摯に反省するとともに、これまでの強行姿勢を改め、速やかに工事を中断して、石木ダム事業に反対する人々に対して説明を尽くす機会を作るべきである。

私たちはこれからもあらゆる場所・場面において反対意思を表明する決意である。

以上